

令和8年度「職業能力開発施設に関するニーズ調査」業務
公募型プロポーザル実施要領

令和8年度「職業能力開発施設に関するニーズ調査」業務の契約候補者選定に係る公募型プロポーザルの実施について必要な事項を次のとおり定める。

なお、本公募型プロポーザルは、和歌山県議会令和8年2月定例会において、令和8年度予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をする場合がある。

1 業務の名称

令和8年度「職業能力開発施設に関するニーズ調査」業務（以下、「本業務」という。）

2 業務の内容

職業能力開発施設の今後のあり方を検討するのに必要な基礎データ等の収集や調査結果の分析。詳細は別添仕様書のとおりとする。

3 見積限度額

金 3,841,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 委託契約期間

契約締結の日から令和8年8月31日（月）まで

5 契約候補者の選定手続

（1）契約候補者選定方法

ア 選定方法

契約候補者の選定は、県が別に定める「和歌山県商工労働部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」（以下、「委員会」という。）の審査により行う。

委員会は、予め定められた審査基準に基づき、参加者が提出した企画提案書等を公正に審査・評価し、最も高い評価の企画提案をした者を契約候補者として選定する。

審査は書類審査のみであり、プレゼンテーションは行わない。

イ 評価基準

以下の項目により、総合的に評価して選定する。

（ア）調査項目の内容

調査項目が職業能力開発施設の今後のあり方を検討するのに役立つ内容となっているか。

（イ）事業の実施体制

業務遂行できる体制となっているか。

(ウ) 調査方法

回答率が上がる調査方法となっているか。

(エ) 調査結果の取りまとめ、成果品

調査結果の取りまとめ方法や成果品の作成に工夫がなされているか。

(オ) 見積金額

(2) 選定手続

ア 本プロポーザルの実施スケジュール

令和8年2月26日（木）	事前説明会申込締め切り
令和8年3月5日（木）	事前説明会
令和8年3月10日（火）	質問締め切り
令和8年3月12日（木）	質問回答
令和8年3月19日（木）	企画提案書提出締め切り
令和8年3月下旬	審査委員会

イ 事前説明会

(ア) 日時 令和8年3月5日（木）10:30～11:00

(イ) 方法 オンライン形式（Microsoft Teams）

(ウ) 内容 仕様書の説明及び質疑応答

(エ) 参加申込 参加申込は令和8年2月26日（木）17時までに「事前説明会参加申込書」（様式1）を9の提出先にメールにより提出すること。

ウ 提出書類

(ア) 企画提案書（様式2 下記A～Fは様式自由） 5部

A 調査内容等（仕様書に記載している調査対象ごと）

B 調査実施計画

C 調査方法

D 集計・分析方法

E 調査報告書の構成

F 組織概要(提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数、業務概要など）、当該業務の実施体制（人事部門、経理部門、業務管理部門など）)

(イ) 契約実績報告書（様式3） 1部

(ウ) 見積書（様式4） 1部

A 本業務の実施に必要な経費を計上すること。

B 見積金額は、消費税及び地方消費税を含む額とする。

C 見積金額は、3の見積限度額を超えない範囲で設定すること。

D 見積書には、積算根拠の内訳を添付すること。

(エ) 誓約書（様式5） 1部

エ 提出期限

令和8年3月19日（木）17時まで必着（持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く
9時～17時）

オ 提出方法

9の提出先に持参又は郵送で提出すること。なお、郵送の場合は県に受領確認を電話にて行うこと。

カ プロポーザル参加資格要件

下記の（ア）から（カ）の全てに該当すること。

（ア）5（2）イの事前説明会に参加している者

（イ）「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱」（平成24年和歌山県告示第1522号）第3条に定める入札参加資格を有する者で、業務職種 大分類11測定・検査・調査研究等 小分類11調査研究・統計作業（社会経済分野）に該当する者。

（ウ）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。

（エ）和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者。

（オ）和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等もしくは同条第1号の暴力団もしくは同条第2号の暴力団員等と密接な関係を有する者（第10条において「暴力団関係者等」という。）に該当しない者、又は拘禁刑以上の刑に処され、その刑の執行を終わらない者もしくはその刑の執行を受けることのなくなるまでの者に該当しない者。

（カ）下記A又はBのいずれかに該当する者。

A 和歌山県内に本店を有する者

B 県内に支店等を有し、かつその長を代理人として選任している者

キ 審査結果

採用・不採用に関わらず、書面により通知するとともに、県労働政策課のホームページ内にて契約候補者の名称を公表する。

ク プロポーザルに関する質疑応答

令和8年3月5日（木）15時から令和8年3月10日（火）正午までに令和8年度「職業能力開発施設に関するニーズ調査」業務に関する質疑書（様式6）を9の提出先にメールにより提出すること。なお、電話での質疑には応じない。また、次の質問は受け付けない。

- ・他の応募者からの企画提案書提出状況に関する質問
- ・企画提案書の審査・評価の詳細に関する質問等

回答は、令和8年3月12日（木）17時までに労働政策課ホームページに掲載する。

6 委託契約の締結

選定委員会において決定された契約候補者と企画提案の内容をもとに協議のうえ、委託業務の内容を確定し、契約を締結することとする。協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退する等、契約に至らない場合は、評価次点者を契約候補者に選定する。

7 契約代金の支払方法及び支払時期

委託契約の支払は委託業務が完了し、和歌山県の検収後に支払うものとする。

8 その他

- (1) 成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む 以下同じ。）、その他一切の権利（商標・意匠の出願及び登録する権利等）は、和歌山県に帰属する。
- (2) 著作権は、成果品の引渡しをもって和歌山県に譲渡されるものとし、また、著作者は成果品に係る著作者人格権を将来に渡って一切行使しないものとする。
- (3) 受託者は、この契約の履行について、第三者に委任し又は請け負わせてはならない。
- (4) 本プロポーザルの提案に必要な一切の費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提出された提案書は、返却しない。
- (6) 提出された提案書は「和歌山県情報公開条例」に基づき、情報公開の対象となる。
- (7) 契約に違反したときは、契約に一部又は全部を解除し、委託料の支払をしない、もしくは支払った委託料の一部又は全部を返還させる場合がある。
- (8) 上記(7)により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

9 各関係書類の提出先（問合せ先）

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県商工労働部商工労働政策局労働政策課能力開発班 担当：中田

電話：073-441-2800

メール：e0606002@pref.wakayama.lg.jp